

よくあるお問い合わせ(Q&A)

申請方法等について

Q. 申請書はどこで入手できますか？

昭島市ホームページからダウンロードしてご利用下さい。紙の申請書は、昭島市役所2階産業
A. 活性課、東部出張所、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンター、あいぼっく、勤
労商工市民センターで配布しています。

Q. 受付期間は？

A. 令和2年7月15日(水)から令和2年10月31日(土)(消印有効)までとなります。

Q. 申請方法は？

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いしております。

Q. 支援金はいつ受け取れますか？

A. 書類に不備等がなければ、申請書類受理後概ね3週間程度で申請書に記載の口座へ支援金
を振り込む予定です。

対象者について

Q. 本店所在地が昭島市外にあっても対象となりますか？

本店所在地が市外にあっても、賃借している事業所等が昭島市内にある場合は対象となりま
A. す。また、本店所在地が市内にあっても、市内で事業所等を賃借していない場合は対象外とな
ります。

Q. フランチャイズのオーナーは対象となりますか？

A. 経営しているオーナーが中小企業者に該当すれば、対象となります。

Q. 賃貸人と事業所等賃借人が同一の場合は申請できますか？

A. 賃貸人と事業所等賃借人が同一の場合、申請できません。

Q. 中小企業者の要件はなんですか？

A. 主たる業種ごとに、資本金、従業員数の要件が規定されています。詳細は申請要項をご確認
ください。

Q. 業種の指定はありますか？

経済産業省が定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号)の
A. 指定業種を主たる業種として営んでいる事業者が対象です。原則すべての業種が対象となっ
ておりますが、一部対象外業種がございますので、指定業種の確認は中小企業庁のホーム
ページをご確認ください。

Q. 申請日時点で廃業している場合は対象になりますか？

A. 対象外となります。

Q. 一時休業していますが、家賃が発生している場合は対象になりますか？

A. 一時休業期間中も家賃が発生していて、今後も事業を継続する意向である場合は対象となり
ます。

よくあるお問い合わせ(Q&A)

Q. 複数店舗の経営で、売上高等の要件を1店舗では満たしていますが、事業者(会社)全体では満たしていない場合、対象になりますか？

A. 事業者(会社)全体で売上高等の要件に該当する必要があります。

Q. 以前より事業を営んでおり、令和2年4月1日以降に昭島市に事業所(店舗)を移転し、賃貸借契約をした場合、対象となりますか？

A. 昭島市内で移転した場合は対象となります。その場合、移転前と移転後の賃貸借契約書の写しを提出してください。昭島市外からの移転である場合、対象外となります。

Q. 令和2年4月1日以降に創業したが、対象となりますか？

A. 対象となりません。

Q. 自宅兼事業所の場合は対象となりますか？

A. 対象となります。自宅兼事業所のうち、事業用部分の面積割合が支給対象となります。その場合は確認資料として、事業所部分の家賃が分かる資料(確定申告書の地代家賃の内訳が記載された箇所等)を提出してください。

Q. 賃貸借契約書がない場合や契約書の内容が現状と異なる場合、支払った事実を確認できる書類がない場合はどうすればいいですか？

A. 追加で書類の提出をお願いいたします。不足している書類に応じて、「賃貸借契約等証明書」を提出してください。

家賃相当額について

Q. 家賃相当額には共益費や管理費は含まれますか？

A. 家賃相当額に含むもの:月額賃料、共益費、管理費、消費税、駐車場・土地・倉庫の賃借に要するもの
家賃相当額に含まないもの:権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの、自宅兼事業所の場合における住居部分の家賃

Q. 社員用の社宅を借り上げている場合、その家賃は対象となりますか？

A. 賃借している場所で事業活動を行っていることが要件になるため、対象外となります。

Q. ローンを支払っていますが、対象となりますか？

A. 自己所有の建物で事業を行っている場合は対象外となります。

Q. 市内で複数の賃貸物件を借りている場合の取り扱いは？

A. 市内に事業用として賃借している物件はすべて家賃支援の対象となりますが、複数店舗申請されても上限額は1事業者につき20万円です。1店舗での申請額が上限額の20万円に満たない場合は、合算で申請してください。